

平成28年度

北竜町定期監査結果報告書  
(一般会計及び特別会計)

監査委員 長谷川 秀 幸

同 小 坂 一 行

# 平成27年度北竜町定期監査結果報告書

## 目 次

1. 監査概要	1
1) 監査実施対象	1
2) 監査実施期間	1
3) 監査の主眼	1
4) 監査実施方法	1
5) 監査結果の区分	1
2. 一般会計及び特別会計にかかる定期監査結果	2
1) 指摘事項、指導事項、検討事項別の各所管別件数	2
2) 監査の結果	2
a、指摘事項	3
b、指導事項	3・4・5
c、検討事項	6

## 1. 監査概要

### 1) 監査実施対象

監査は、一般会計及び特別会計にかかる財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について全課、全局及び各種委員会等すべての所管を対象として行った。

### 2) 監査実施期間

平成28年11月24日（木）から11月30日（水）までの5日間

### 3) 監査の主眼

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、あるいは経営にかかる事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかの視点から、次の事項について特に重点を置いて実施した。

- a 工事の事務処理状況について
- b 委託事業の事務処理状況について
- c 補助金の交付にかかる事務処理状況について

### 4) 監査実施方法

それぞれの所管課等にあらかじめ提出を求めた定期監査資料に基づき、本監査の対象を選定し、その関係書類の提出を求めた。

提出された事業の起案書、決定書、契約書等関係書類の監査書類について書面審査、さらに関係職員に対する事情聴取を行いその内容を確認する方法により実施した。

#### ・提出された定期監査資料一覧

所 管	委 託 100千円/件以上	補助金等の交付状況 100千円/件以上	主要工事 1,000千円/件以上	計
総務課	21 (3)	3 (0)	0	24 (3)
企画振興課	13 (3)	8 (1)	4 (1)	25 (5)
住民課	30 (4)	8 (0)	3 (1)	41 (5)
産業課	16 (0)	32 (2)	9 (2)	57 (4)
建設課	29 (1)	2 (0)	30 (3)	61 (4)
教育委員会	26 (3)	11 (0)	7 (2)	44 (5)
永楽園	18 (2)	1 (0)	0	19 (2)
計	153 (16)	65 (3)	53 (9)	271 (28)

( ) 内数値は選定した本監査の対象件数

### 5) 監査結果の区分

監査の結果については、是正または改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、指摘事項については所管名を記載し内容を記すこととした。

a 指摘事項

- ① 条例、規則等に違反しているもの
- ② 事業費の積算根拠に誤りのあるもの
- ③ 契約書に基づかない行いをしているもの
- ④ 経済性、効率性及び有効性の視点から改善を要するもの
- ⑤ その他指摘するに認められるもの

b 指導事項

- ① 指摘事項に該当するものの内軽易と認められるもの
- ② その他指導するに認められるもの

c 検討事項

- ① 改善を求める事項が制度等によるものと認められるもので、その改善について検討を要すると認められるもの
- ② その他検討すべきものに認められるもの

## 2. 一般会計及び特別会計にかかる定期監査結果

### 1) 指摘事項、指導事項、検討事項別の各所管別件数

	指摘事項	指導事項	検討事項	計	各事項なし
総務課	0	29	2	31	4
企画振興課	0				
住民課	0				
産業課	0				
建設課	0				
教育委員会	0				
永楽園	0				
計	0				

注) 一事業において指摘事項、指導事項及び検討事項が重複することがあるため  
監査対象件数 (28) とその合計数 (31+4) は一致していない。

### 2) 監査の結果

a 指摘事項 無し

**b 指導事項（全 29 件）**

- ①**清掃業務委託**において「伺い」に記載されている委託金額が、別添契約書に記載されている契約金額と同一金額でなければならないが一致していない。（総務課）
- ②**火災防犯設備委託**において、消費税等相当額の計算に誤りが見られる。（総務課）
- ③**地域づくり人材育成事業補助金**を交付するに当たり、申請団体の補助事業のみの事業収支を考慮するのではなく、申請団体全体の収支を見て補助の必要性を判断するべきであります。申請団体の中には町から受けた補助金の 3 倍以上の額を他団体へ助成金として支出している団体があり、また町へ多額の寄付もされている。  
このような団体に対して、町からの事業補助金支出が本当に必要なのか支払いまでの検討の過程が確認出来ない（企画課）
- ④**給食業務委託契約書**で当初契約した発注者(甲)と受託者(乙)(丙)であるが、その後契約書に記載されている「覚書」を締結したときに(甲)、(乙)と何故か(丙)社ではなく(丁)社という新たな受託者が押印している。また、別の「覚書」では(甲)、(乙)の 2 社のみで取り交わしていたりしている。この契約行為においては、新たな整理を行う必要がある。（永楽園）
- ⑤**農村環境改善センター機械類保守点検委託**については、業務完了日が約 1 ヶ月経過しているにもかかわらず「業務完了届」が未提出となっており、以降の事務整理も滞ったままである。このことは担当職員の業務が形骸化していたように感じる。（教育委員会）
- ⑥**美葉牛地域農業研修センター管理業務委託**では、消費税等相当額の計算に誤りが見られる。（教育委員会）
- ⑦**美葉牛地域農業研修センター館外周辺・グランド草刈業務委託**では、消費税等相当額の計算に誤りが見られる。（教育委員会）
- ⑧**清掃委託事業**（総務課）
- ・ 関連書類の年月日が未記入、字句の誤記入。
  - ・ 随意契約を継続していく場合 3 年～5 年以内において入札・見積もり合わせを行うことが望ましい。
  - ・ 随意契約を行う場合の見積書提出時にその内訳書を添付し積算内容の確認をされたい。
  - ・ 提出書類が未決裁。
  - ・ 関係書類が未提出。（業務担当責任者、業務計画書）
- ⑨**火災防犯設備委託**（総務課）
- ・ 決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。
  - ・ 字句の誤記入。
  - ・ 随意契約を継続していく場合 3 年～5 年以内において入札・見積もり合わせを行うことが望ましい。
  - ・ 提出書類が未決裁。
- ⑩**北竜温泉大規模改修基礎調査委託**（企画課）
- ・ 決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。
  - ・ 指名業者選考調書の指名等級欄が未記入。

⑪北竜温泉2号源泉ボーリング探査委託（企画課）

- ・関係書類が未決裁。
- ・監督員の確認印の押印。（監督員が確認しなければならない書類への押印）

⑫北竜温泉消火栓ポンプ入替工事（企画課）

- ・関連書類の年月日が未記入。
- ・消防設備技術者名簿の未届け。

⑬北竜町ホームページ制作委託料（企画課）

- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。
- ・関係書類が未提出。（着手届、業務担当責任者届）
- ・提出書類が未決裁。

⑭給食業務委託（永楽園）

- ・関係書類が未提出。（着手届、業務責任者届、従業員名簿、完了届）
- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。
- ・提出書類が未決裁。

⑮清掃業務委託（永楽園）

- ・随意契約を継続していく場合3年～5年以内において入札・見積もり合わせを行うことが望ましい。
- ・関連書類の年月日が未記入。
- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。

⑯美葉牛中通り線道路拡幅工事（建設課）

- ・関連書類の年月日が未記入。
- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。

⑰なごみ団地公営住宅A棟建設工事（建設課）

- ・指名業者選考調書の指名等級欄が未記入。
- ・関連書類の年月日が未記入。
- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。

⑱水道消火栓取替工事（建設課）

- ・設計の積算に使用する見積書を依頼する場合には「伺い」を行い、提出された見積書には受付印を押印すること。
- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。

⑲浄化槽維持管理業務（建設課）

- ・関連書類が未記入。（契約決定書の入札書比較価格）
- ・関係書類が未提出。（工程表）

⑳地域子育て支援センター委託料（住民課）

- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。

㉑ガン検診・肝炎ウイルス検査・一般健康検査委託（住民課）

- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。

②②ひまわり街路灯新設工事（住民課）

- ・指名業者選考調書の年月日と指名等級欄が未記入。
- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。
- ・工事工期と道路占用にかかる工事工期とが不一致。
- ・関係書類が未決裁。（工事検定員の任命がされていない）

②③北竜町商業活性化施設地質調査業務補助金（産業課）

- ・100%町補助事業のため「業務伺い」から「受け渡し」、「支払い」まで一連の書類を確認し、補助金の確定を行うことが必要。

②④ノンノの森休憩小屋撤去工事（産業課）

- ・関連書類の年月日が未記入。
- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。
- ・関係書類が未提出。（現場代理人届、工程表）
- ・監督員の確認印の押印。（監督員が確認しなければならない書類への押印）
- ・撤去物にかかる産廃処理が設計に計上されているが、処理マニフェストが添付されていない。請負者において他工事分との一括産廃処理であれば、それを明らかにする書類が提出されるべき。

②⑤ノンノの森環境美化植栽工事（産業課）

- ・関係書類が未提出。（現場代理人届、工程表）
- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。

②⑥北竜中学校キュービクル交換工事（教育委員会）

- ・決裁時の短冊使用においては割り印を押印されたい。
- ・指名業者選考調書の年月日と指名等級欄が未記入。
- ・撤去物にかかる産廃処理が設計に計上されているが、処理マニフェストが添付されていない。請負者において他工事分との一括産廃処理であれば、それを明らかにする書類が提出されるべき。
- ・監督員の確認印の押印。（監督員が確認しなければならない書類への押印）

②⑦農村環境改善センター機械類保守点検委託（教育委員会）

- ・契約書で契約されているが、委託金額から「請書」で可。（他の委託業務契約との統一）
- ・撤去物にかかる産廃処理が設計に計上されているが、処理マニフェストが添付されていない。請負者において他工事分との一括産廃処理であれば、それを明らかにする書類が提出されるべき。
- ・設計の積算に使用する見積書を依頼する場合には「伺い」を行い、提出された見積書には受付印を押印すること。

②⑧美葉牛地域農業研修センター管理委託業務（教育委員会）

- ・契約書に記載されている契約金額と委託金額の字句の意味が不明。（契約書の整理）

②⑨碧水スキー場圧雪車車庫屋根修繕工事（教育委員会）

- ・関連書類の年月日が未記入。
- ・監督員の確認印の押印。（監督員が確認しなければならない書類への押印）
- ・関係書類が未決裁、竣工検査は実施されているが竣工検査員の指定がされていない。
- ・工事写真の撮影の仕方に工夫が必要。（工事着手前と完成後が比較できない）

c 検討事項（全2件）

①**清掃業務委託**（永楽園）では契約の内容をどおり履行されておらず、契約額を単に年間の月数で除した1/12の額を毎月均等に支出されている。

毎月決まった業務内容であれば理解できるが、月によっては「ガラス清掃」「ワックス掛け」などの「特別清掃」が入ってくる月もあり、このような「特別清掃」については毎月平均に支払うのではなく、その作業の実施後に定例分の清掃額に加えて支払うべきであります。契約全体額を単に12ヶ月平均に支払う場合、年度初めの月にはまだ未実施の業務分を含めて4月より先行支払いをすることになり、契約解除や一部業務の不履行が起きた場合には、過払いとなるため、支払い方法を検討する必要があります。

②**美葉牛中通り線道路拡幅工事**（建設課）の関係書類において、「着手届」は課長専決処理されており、「下請人選定通知書」は副町長代決（本来町長決裁であることを意味する）となっている。

金額の変更など重要な決裁を除き、一工事で決裁の内容に差があるのは理解しがたい。

例えば設計金額などで副町長、課長などの専決事項を明示するなどの整理方法もあると考えるので検討願いたい。

以 上